

ワンストップ特例申請 記入方法と注意事項

ご記入前に必ずご確認をいただきますよう、
お願いいたします。

申請期限

ご寄附の翌年1月10日

書面申請の場合1月10日必着と
なりますのでご注意ください。

① 寄附者様情報記入の注意事項

- (1) 提出日をご記入ください。
- (2) 印字された住所・電話番号・氏名・生年月日が正しいかご確認ください。
記入内容に誤り、または変更がある場合は、二重線で消し、正しい内容を記載してください。訂正の際、訂正印は不要です。

例：住所に訂正または変更がある場合

住 所	〒812-0013 福岡県基本情報市基本情報住所1— 基本情報住所2 〒123-4567 大阪府大阪市中央区〇〇123-456-789 テストマンション123号室大阪府大阪市	氏名	寄附 太
		個人番号	

住民票住所地と課税地が異なる場合

(1) 申請書の住所を課税地に訂正してください。

(2) 確認書類は以下を添付してください。

通常の確認書類と課税地が確認できる書類

課税地確認書類

課税地が分かる住所および氏名の確認ができる公的書類のコピー
(市区町村民税・都道府県民税特別徴収税の決定通知書コピー、
もしくは公共料金領収書コピー)

※住所・氏名以外の情報は見えないようにコピーして添付をお願いいたします。

(3) 住民票住所地と課税地が異なること、課税地がどちらの
市区町村であるかをメモでお書き添えください。

既にダウンロードした申請書をお送りいただいている場合、この申請書のご提出は不要です。

令和〇年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

寄附金控除に適用される場合は、二重線で消し、正しい内容を記載してください。

高知県黒潮町長 前

1

2

3

オンライン申請をされる方へ
ワンストップ特例申請書の送付が不要。右のQRコードを
読み取って寄附を登録し、マイナンバーカードをスマホで
読み取るだけで申請が完了します。

オンライン申請をしない方は、以下に添付書類を貼り付けてください。

① 個人番号確認書類

- マイナンバーカード(表裏)
- マイナンバー通知カード

② 本人確認書類

- マイナンバーカード(表裏)
- 運転免許証・パスポート
- 身体障害者手帳(カード型)
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳(カード型)・在留カード
- 特別永住者証明書

上記いずれかの顔写真付き書類のコピー

※お持ちでない場合は、個人番号が記載された住民票を
コピーして添付してください。

※この書類は横断で読み取り処理をします。重ならないよう、割れないように貼り付けてください。
※このスペースに貼れない書類について、本紙裏面に貼り付けてください。

申請後、ご寄附をされた翌年1月1日までに変更
が生じた場合は、変更届の提出が必要となります。

提出
期限

ご寄附
の翌年1月10日必着

ワンストップ特例申請は、寄附翌年1月1日時点の住民税課税住所(住民票住所地)である必要があります。

② 寄附に関する事項・申告の特例の適用に関する事項

- (1) 寄附年月日、寄附金額は修正をしないでください。寄附毎に申請書のご提出が必要です。
- (2) 次の①・②いずれにも該当する場合はワンストップ特例申請が可能です。
 - ①確定申告をする必要(予定)のない方
 - ②年間(1月1日～12月31日)のふるさと納税の寄附先が5自治体以下の方
年間で1つの自治体に複数回寄附でも1カウントです。

③ 確認書類の添付についての注意事項

年間に複数のご寄附がある場合、同一の封筒でまとめて寄附していただく際は、

①個人番号確認書類と②本人確認書類の1部ずつの添付で差支えございません。

必ず、申請書(申込情報)と確認書類の記載事項が一致しているかご確認ください。申請書と確認書類の情報が一致しない、提出書類が整わないなどは、課税地の自治体での税額控除を適正に受けることができない場合があります。

※書類の不足、不備などがありましたら、文書を送付いたしますので、早めにご対応ください。

※当町は、申請書に記載された住所の自治体に対し、住民税控除のために通知をいたします。

ワンストップ特例申請には、個人番号および本人確認書類が必要です。

※ご注意ください！ 申請に不備・不足が増えています※

Case1：申請書と添付書類の記載事項が異なっている

申請は、寄附翌年1月1日時点の住民税課税住所（住民票住所地）である必要があります。（※1）

確認書類は、上記が確認できる書類を添付していただくようお願いいたします。

（※1）申請後、寄附をされた翌年1月1日までに変更が生じた場合は変更届の提出が必要です。

同封の記入方法と注意事項を必ずご確認ください。

当町は、申請書に記載された住所の自治体に対し、住民税控除のための通知をいたします。

Case2：申請書のみ、または確認書類が1種のみの送付

書類が不足する場合は、申請をお受けすることができませんのでご注意ください。

Case3：他の自治体宛ての申請書が届く

封入前に、申請書の上部にある提出先自治体名をご確認ください。

次の①～③のパターンのうち、いずれかを添付してください。

変更の記載がある場合、記載面のコピーも必要です。

① 1) マイナンバーカード〔コピー〕 ※ 両面 ※	住民票住所地と課税地が異なる場合
1. 個人番号確認書類 2. 本人確認書類  表面 +  裏面	1. 個人番号確認書類 2. 本人確認書類 左記の①～③のパターンうち、 いずれかの個人番号および本人確認書類〔コピー〕 +
② 1) 通知カード〔コピー〕 もしくは 住民票（個人番号記載あり）〔コピー〕 2) 運転免許証〔コピー〕 もしくは パスポート〔コピー〕	課税地が分かる【住所および氏名】の確認ができる公的書類の〔コピー〕
1. 個人番号確認書類 2. 本人確認書類   +  1) 通知カード〔コピー〕 もしくは 住民票（個人番号記載あり）〔コピー〕 2) 運転免許証〔コピー〕 もしくは パスポート〔コピー〕 2. の本人確認書類は、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書でも差し支えございません。	3. 課税地確認書類 課税地が分かる【住所および氏名】の確認 ができる公的書類の〔コピー〕 市区町村民税・都道府県民税特別徴収税の決定通知書〔コピー〕 もしくは 公共料金領収書〔コピー〕 住民票住所地と課税地が異なること、課税地がどちらの市区町村であるかをメモでお書き添えください。 なお、課税地確認書類については、住所・氏名以外の情報は見えないようにコピーして添付をお願いいたします。
1. 個人番号確認書類 2. 本人確認書類   +  2点以上 1) 通知カード〔コピー〕 もしくは 住民票（個人番号記載あり）〔コピー〕 2) 健康保険証〔コピー〕 および 年金手帳など 当町が認める公的書類2点以上〔コピー〕 2. に該当する本人確認の書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳など、住所・氏名・生年月日の記載がある公的書類です。	

受付については、書類到着後、1週間から2週間程度のお時間を頂戴いたします。

受付が完了いたしましたら、受付完了メールをお送りいたします。（メールアドレスのご登録がない場合等は受付書を送付します。